

第2章 人口・ごみ排出量の将来推計

第1節 人口の将来推計

本市の平成22年度の人口は、149,941人です。将来の人口は、平成27年度に145,218人、平成32年度には141,236人になると推計され、人口の減少傾向が続くものと見込まれます。

表2-2-1 人口の将来推計

	平成17年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
人口総数	151,113	149,941	145,218	141,236

*平成17年度及び平成22年度の人口は、年度末の住民基本台帳登録者数と外国人登録者数の合計数

*平成27年度及び平成32年度の人口は、第2次米子市総合計画（平成23年7月策定）で推計した人口

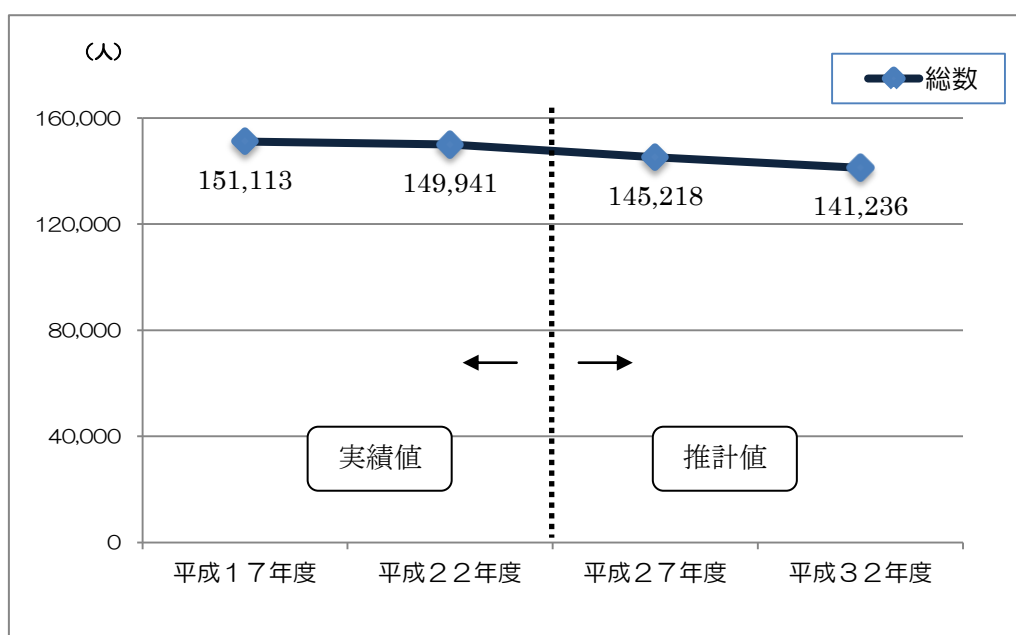


図2-2-1 人口の将来推計

第2節 ごみ排出量の将来推計

過去のごみ排出量の実績を参考に将来のごみ排出量の推計を行いますが、平成21年度以降は、鳥取県の調査でそれまで把握していなかった「事業系食品リサイクル排出量」^(※1)が把握できるようになったため、ごみ排出量の将来推計及び排出抑制目標の設定においては、「事業系食品リサイクル排出量」を含んだ数値を使用することとし、平成27年度、平成32年度のごみ排出量を推計します。

(※1)「事業系食品リサイクル排出量」とは、事業所から発生した食品残さを民間の食品リサイクル施設に直接搬入して処理を行った排出量

1 ごみ排出量(排出原単位)の将来推計

ごみ有料化実施後の平成19年度から平成22年度までの実績を基に、平成27年度と平成32年度のごみ排出量を推計しました。

排出原単位として、家庭系ごみは1人1日当たりの排出量(g/人・日)、事業系ごみは1日当たりの排出量(kg/日)を用いて推計しました。(表2-2-2) (推計の詳細は、資料「ごみ排出量の将来推計」による。)

表2-2-2 ごみ排出量(排出原単位)の将来推計

収集区分			年度		実績値		推計値		備考
			平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度			
可燃ごみ	家庭系	g/人・日	626.4	491.7	491.7	491.7	H22年度実績		
	事業系	kg/日	51,641.5	51,345.0	51,345.0	51,345.0	H22年度実績		
不燃ごみ	家庭系	g/人・日	37.5	28.2	28.2	28.2	H22年度実績		
	事業系	kg/日	3,695.0	2,850.6	3,643.1	4,435.6	1次(直近)		
不燃性粗大ごみ	家庭系	g/人・日	16.7	8.5	6.0	3.5	1次(直近)		
	事業系	kg/日	200.9	91.5	91.5	91.5	H22年度実績		
資源物	古紙類・牛乳パック等	家庭系	g/人・日	125.7	95.2	65.9	56.6	2次回帰	
	ペットボトル	家庭系	g/人・日	5.0	4.7	4.7	4.7	H22年度実績	
	白色発泡スチロール・トレイ	家庭系	g/人・日	0.8	1.1	1.1	1.1	H22年度実績	
	缶・ビン類	家庭系	g/人・日	31.2	23.4	21.4	21.6	2次回帰	
	再利用ビン	家庭系	g/人・日	1.1	0.6	0.6	0.6	H22年度実績	
	ペットボトル	事業系	kg/日	26.5	13.4	24.4	35.4	1次(直近)	
	缶・ビン類	事業系	kg/日	831.9	229.4	223.4	217.4	1次(直近)	
有害ごみ	家庭系	g/人・日	1.4	1.1	1.3	1.5	1次回帰		
集団回収	家庭系	g/人・日	15.4	13.1	8.5	3.4	1次回帰		
事業系食品リサイクル排出量	事業系	kg/日	-	7,504.1	7,504.1	7,504.1	H22年度実績		
計	家庭系	g/人・日	861.2	667.6	629.3	612.8			
	事業系	kg/日	56,395.8	62,034.0	62,831.5	63,629.0			

* 「事業系食品リサイクル排出量」を含む推計

ごみ排出量（排出原単位）の推計値は、図 2-2-2 に示すとおりです。家庭系ごみの排出量は年々減少し、事業系ごみの排出量は、増加傾向で推移すると見込まれます。

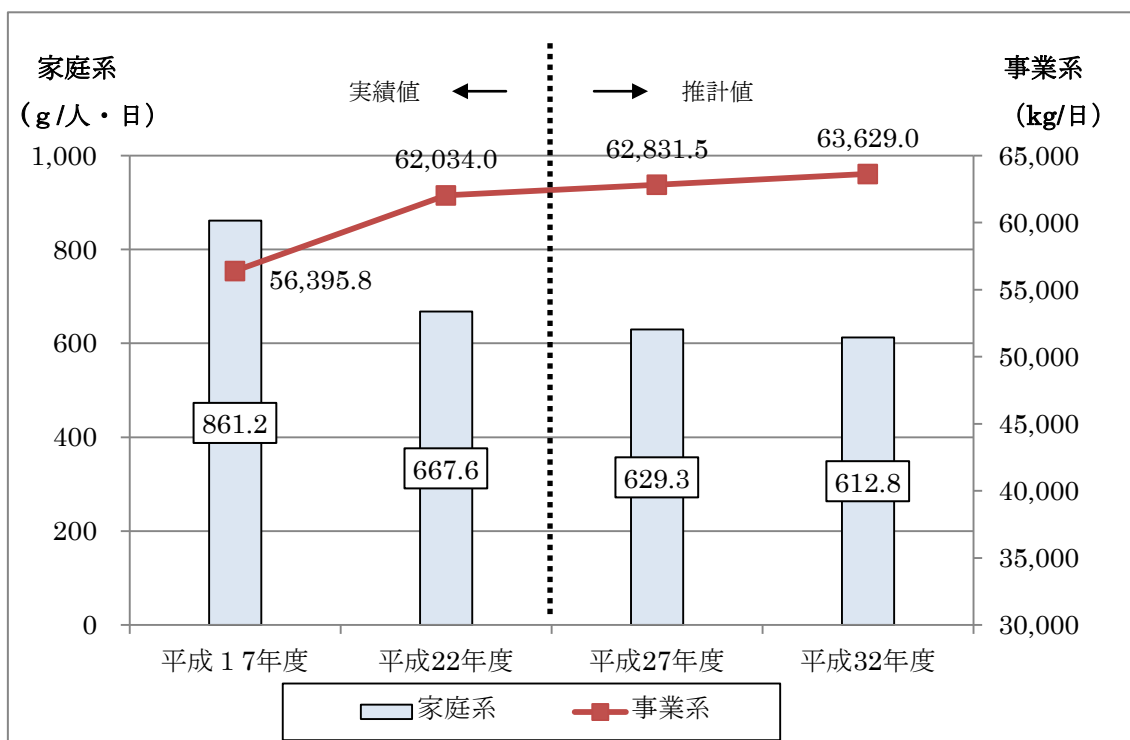


図 2-2-2 ごみ排出量（排出原単位）の将来推計

[家庭系（1人1日当たりの排出量）、事業系（1日当たりの排出量）]

2 ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量の将来推計

ごみ排出量（排出原単位）の将来推計を基に求めたごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推計値は、表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-3 収集区分別ごみ排出量の将来推計

収集区分			年度		実績値		推計値	
			平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度		
人口				151,113	149,941	145,218	141,236	
可燃ごみ	家庭系	kg/年	34,549,860	26,909,120	26,062,347	25,347,696		
	事業系	kg/年	18,849,140	18,740,920	18,740,925	18,740,925		
不燃ごみ	家庭系	kg/年	2,065,910	1,541,080	1,494,729	1,453,742		
	事業系	kg/年	1,348,660	1,040,460	1,329,732	1,618,994		
不燃性粗大ごみ	家庭系	kg/年	922,000	466,160	318,027	180,429		
	事業系	kg/年	73,320	33,410	33,398	33,398		
資源物	古紙類・牛乳パック等	家庭系	kg/年	6,931,510	5,211,710	3,493,538	2,917,074	
	ペットボトル	家庭系	kg/年	276,350	255,440	247,394	240,610	
	白色発泡スチロール・トレー	家庭系	kg/年	46,770	59,220	57,356	55,783	
	缶・ビン類	家庭系	kg/年	1,722,220	1,278,210	1,136,702	1,113,250	
	再利用ビン	家庭系	kg/年	62,174	30,912	29,937	29,116	
	小計	家庭系	kg/年	9,039,024	6,835,492	4,964,926	4,355,833	
	ペットボトル	事業系	kg/年	9,690	4,880	8,906	12,921	
	缶・ビン類	事業系	kg/年	303,630	83,740	81,541	79,351	
	小計	事業系	kg/年	313,320	88,620	90,447	92,272	
有害ごみ	家庭系	kg/年	76,782	61,038	69,436	77,842		
集団回収	家庭系	kg/年	850,699	719,162	448,419	175,789		
家電4品目	事業系	kg/年	6,110	-	-	-		
事業系食品リサイクル	事業系	kg/年	-	2,739,000	2,739,000	2,739,000		
総排出量	計	kg/年	68,094,825	59,174,462	56,291,385	54,815,920		
	家庭系	kg/年	47,504,275	36,532,052	33,357,884	31,591,331		
	事業系	kg/年	20,590,550	22,642,410	22,933,501	23,224,589		
1人1日当たりの排出量	計	g/人・日	1,235	1,081	1,062	1,063		
	家庭系	g/人・日	861	668	629	613		
	事業系	g/人・日	373	414	433	451		

ごみ総排出量の推計は、図2-2-3に示すとおり、減少傾向で推移すると見込まれます。家庭系ごみの排出量は年々減少し、事業系ごみの排出量は、増加傾向で推移すると見込まれます。

また、1人1日当たりのごみ排出量の推計は、図2-2-4に示すとおり、平成27年度は若干減少すると見込まれますが、平成32年度は、平成27年度よりやや増加すると見込まれます。

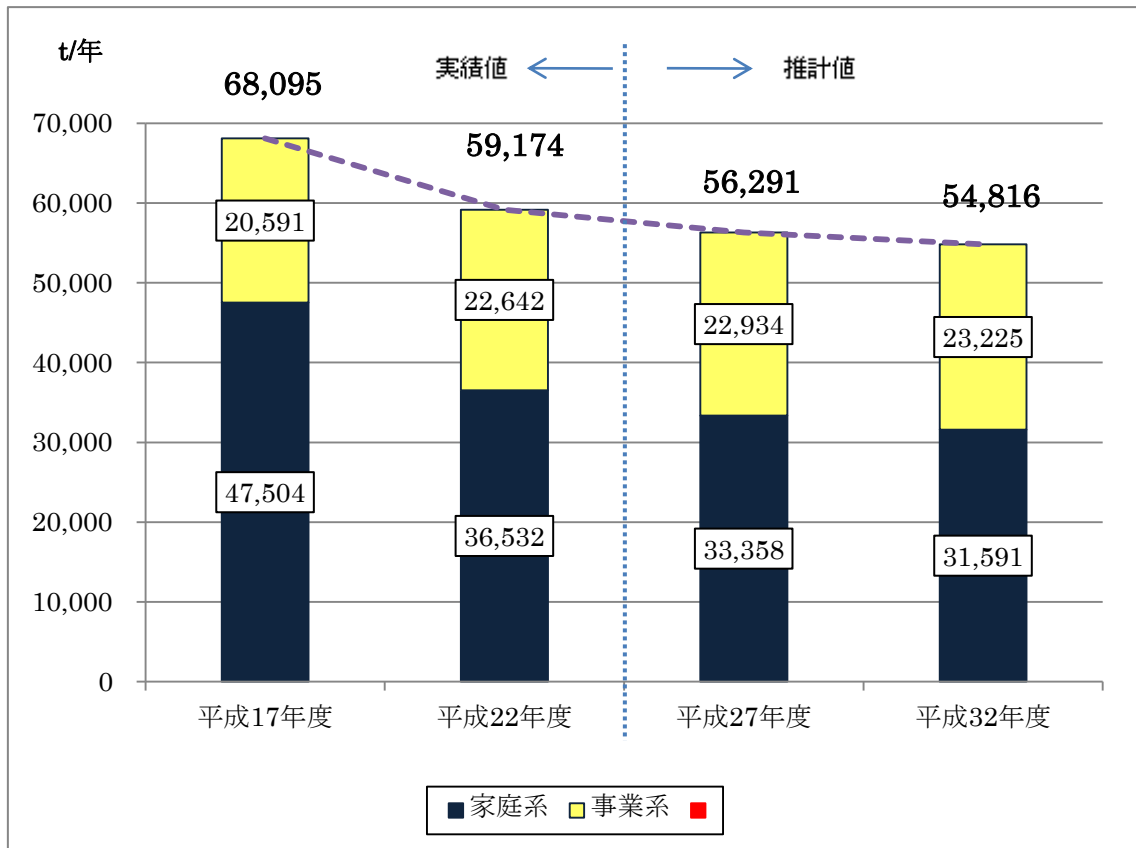


図 2 - 2 - 3 ごみ総排出量の将来推計

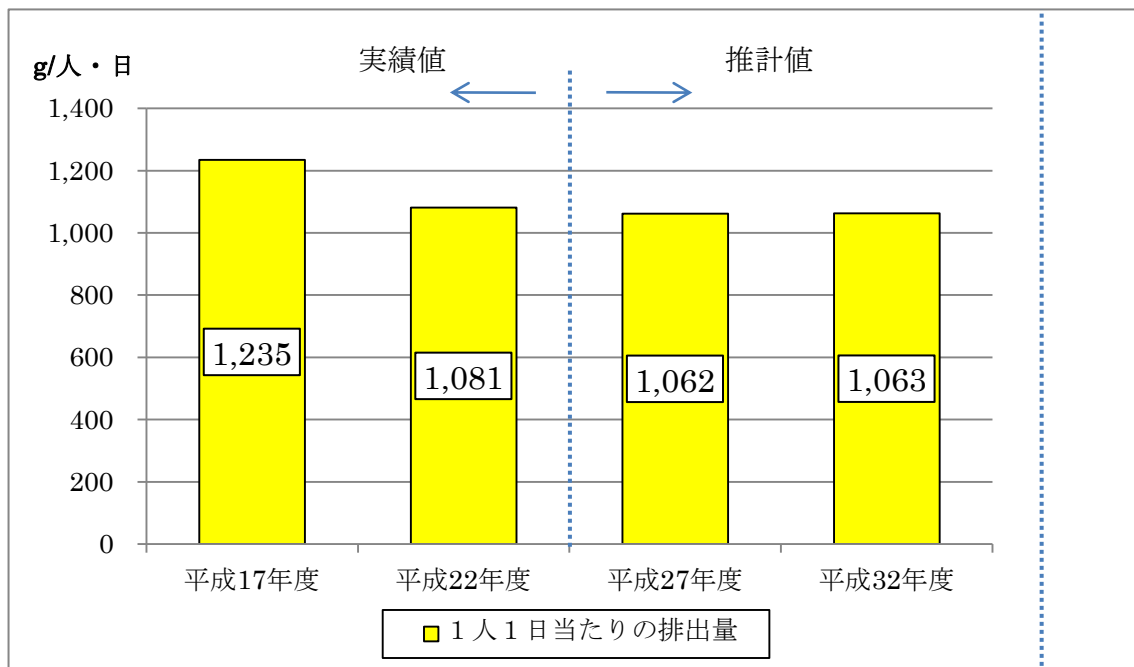


図 2 - 2 - 4 1人1日当たりのごみ排出量の将来推計

第2部 ごみ処理基本計画

ごみ排出量の将来予測による平成27年度ごみ処理フロー

単位:グラム/人・日

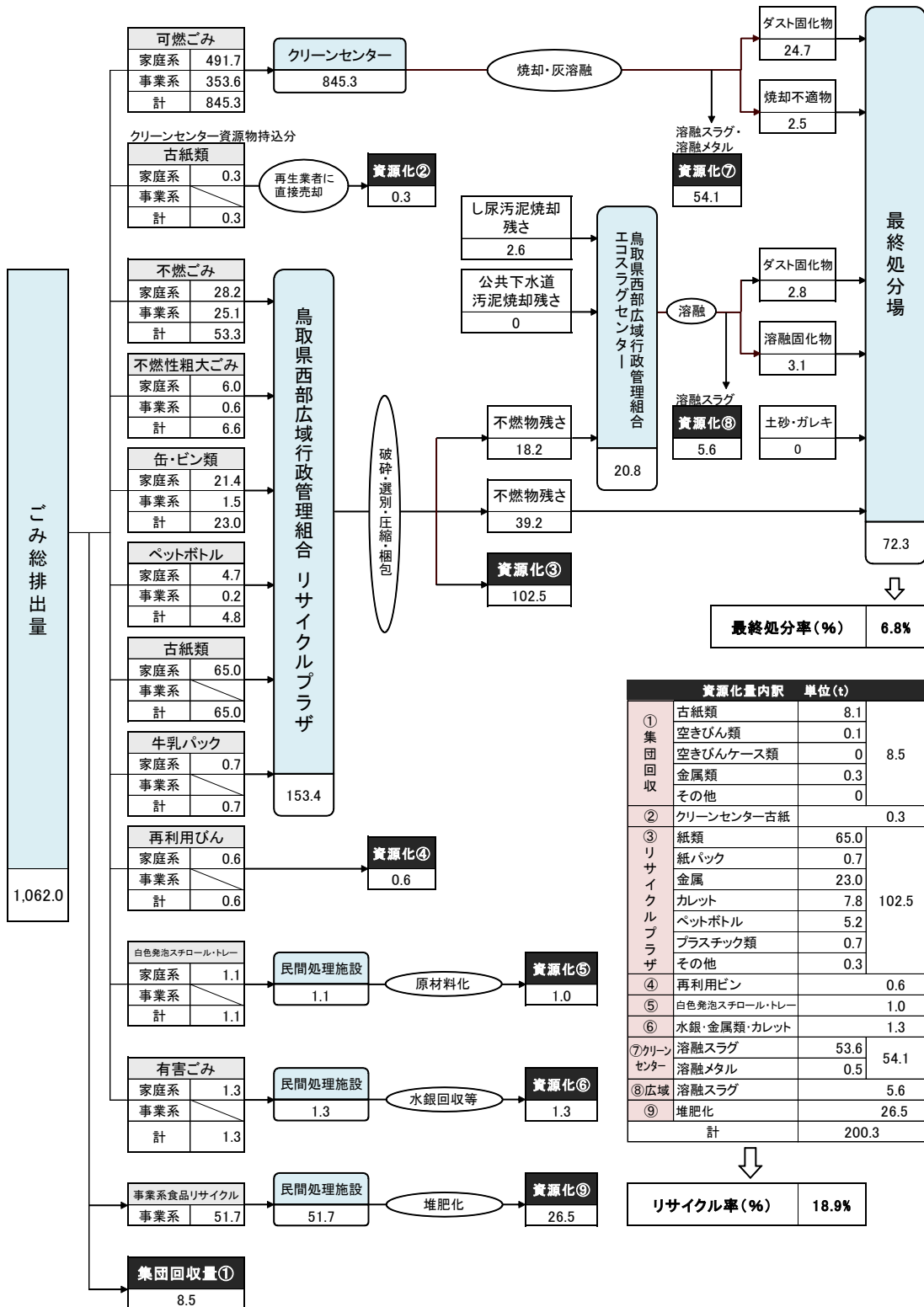


図2-2-5 ごみ排出量の将来推計による平成27年度のごみ処理フロー (1人1日当たりごみ排出量)

平成27年度(目標年次)ごみ処理フロー(見込み)

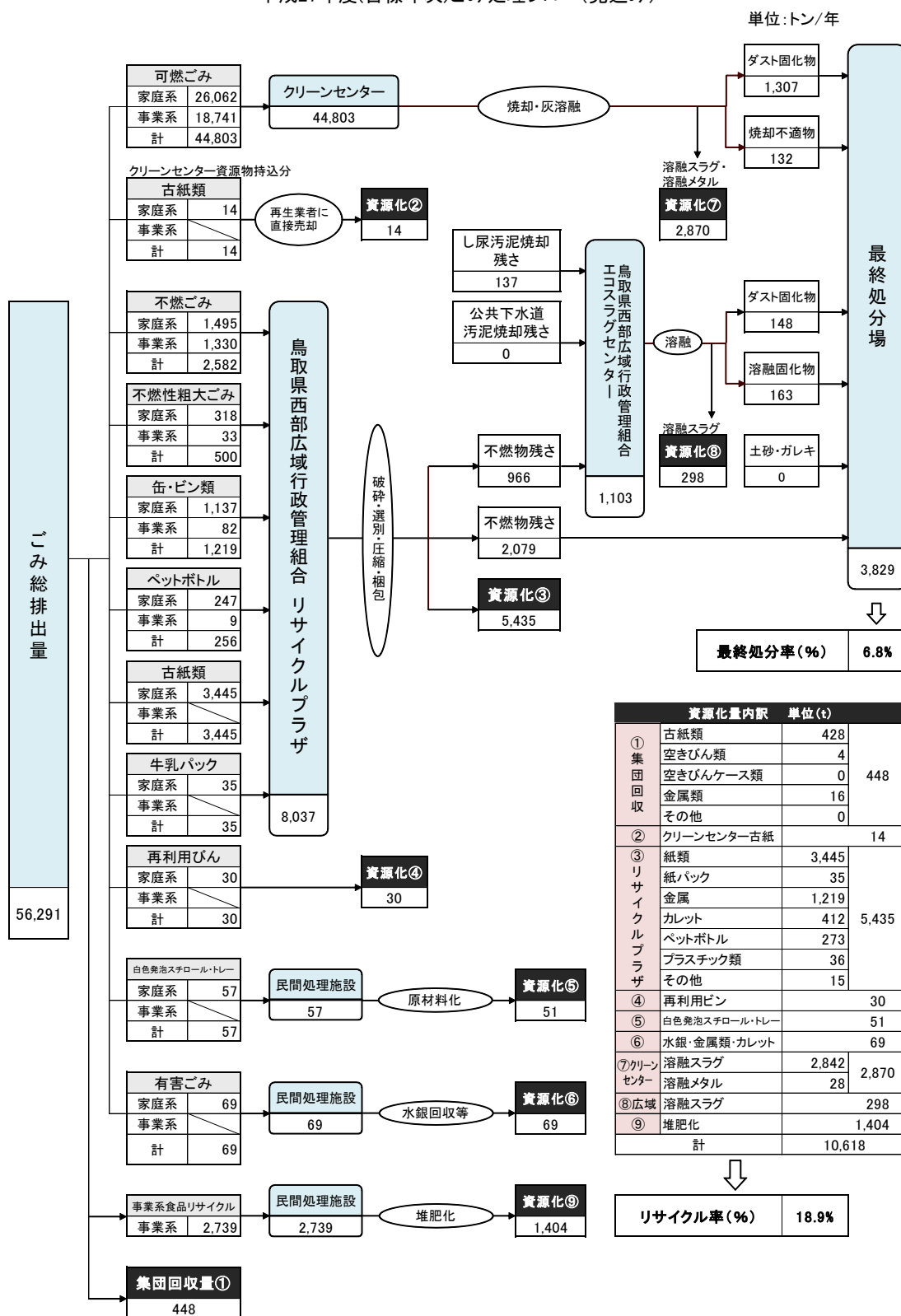


図2-2-6 ごみ排出量の将来推計による平成27年度のごみ処理フロー(ごみ総排出量)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

本計画では、第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011）においてまちづくりの目標の1つとして掲げた『住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまち』の実現を目指して、本市の実情に即した循環型社会の構築を進めるために、次のとおり、ごみ処理の基本方針を定めることとします。

ごみ処理の基本方針

基本方針1 情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実

循環型社会の構築のためには、市民・事業者・行政が共通の意識を持って、ごみ減量化や資源化を考え、行動することが大切です。市民・事業者等へごみ減量化・資源化の必要性等の情報を発信して情報を共有するとともに、環境教育・環境学習の充実により、市民各層の意識向上に取り組んでいくこととします。

基本方針2 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

「発生したごみをどのように処理するか」という意識から、「そもそもごみを発生させない」という意識への転換が重要です。

市民は「すぐにごみとなるものを家庭に持ち込まない」「ものを大切に使う」、事業者は生産や販売の段階で「すぐにごみとなるものを作らない、売らない」といったごみの発生を抑制する行動が定着するような取り組みを推進します。

市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの役割分担と責任のもとに上流対策であるごみの発生抑制（リフューズ）・排出抑制（リデュース）に取り組んでいくこととします。

基本方針3 リサイクルの推進

どうしても発生してしまうごみについては、できるだけ資源としてリサイクルします。分別収集の徹底や資源ごみ回収運動の推進、リサイクルに関する情報提供など、資源物をリサイクルしやすい環境をつくって、市民・事業者のリサイクルの推進に努めることとします。

基本方針4 適正かつ効率的な処理・処分の推進

ごみの適正かつ効率的な処理・処分を行っていくとともに、処理残さのリサイクルに努め、最終処分量の削減を図ることとします。

第2節 ごみ減量化の目標値

1 ごみ減量化の目標値の設定

第2章では本市人口の将来推計とごみ排出量の推移を基に将来のごみ排出量を予測しましたが、循環型社会の構築をさらに進めるためには、第1節のごみ処理基本方針に基づいた各種施策の実施によって達成を目指すごみ減量化の目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となってごみ減量化に取り組む必要があります。

ごみ減量化の目標値は国や県においてそれぞれ定められていますが、本市の実情に即した目標値の設定に当たっては、国や県の目標値を視野に入れながら、目標達成に向けて展開する減量化施策が今後も続くと思込まれる低成長時代においても継続を求められることを考慮しなければなりません。

そのためには、県内市町村及び全国の類似都市のごみ排出量と都市形態の状況を分析することにより、本市の目指す目標値の実現可能性を確認することが必要です。

(1) 県内市町村との比較

平成21年度の県内市町村のごみ排出量の状況は、表2-3-1と図2-3-1のとおりです。

平成21年度の本市のごみ排出量の順位は、1人1日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）が県内19市町村の中で18位、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量も同じく18位、1人1日当たりの事業系のごみ排出量は17位となっています。

第2部 ごみ処理基本計画

表 2-3-1 鳥取県内市町村のごみの量 (1)

<家庭系・事業系ごみ合計>

順位	市町村	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排 出量(t)	総人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
1	八頭町	627	4,463	19,502	90.3
2	若桜町	643	986	4,198	19.5
3	大山町	644	4,362	18,543	93.9
4	日南町	662	1,422	5,887	16.1
5	江府町	671	876	3,575	27.0
6	智頭町	677	2,065	8,352	35.6
7	岩美町	688	3,307	13,173	102.6
8	日野町	706	1,011	3,925	28.4
9	南部町	748	3,242	11,869	102.5
10	伯耆町	801	3,473	11,883	84.2
11	北栄町	846	5,030	16,291	270.6
12	琴浦町	879	6,220	19,396	132.7
13	湯梨浜町	887	5,739	17,723	220.6
14	鳥取市	948	68,499	197,994	258.9
15	三朝町	963	2,598	7,388	30.5
16	境港市	1,035	13,707	36,273	1,227.8
17	倉吉市	1,072	19,983	51,080	186.6
18	米子市	1,088	59,231	149,095	1,120.4
19	日吉津村	1,942	2,363	3,334	781.0
参考	鳥取県	953	208,577	599,481	

<家庭系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 家庭系ごみ排 出量(g/人・日)
1	日南町	534
2	江府町	544
3	八頭町	550
4	湯梨浜町	565
5	大山町	572
6	鳥取市	596
7	伯耆町	609
8	琴浦町	614
9	三朝町	622
10	南部町	627
11	日野町	628
12	若桜町	633
13	倉吉市	640
14	北栄町	646
15	日吉津村	663
16	智頭町	663
17	岩美町	686
18	米子市	687
19	境港市	731
参考	鳥取県	633

<事業系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 事業系ごみ排 出量(g/人・日)
1	岩美町	2
2	若桜町	10
3	智頭町	14
4	大山町	72
5	八頭町	77
6	日野町	77
7	南部町	121
8	江府町	127
9	日南町	128
10	伯耆町	192
11	北栄町	199
12	琴浦町	265
13	境港市	305
14	湯梨浜町	322
15	三朝町	342
16	鳥取市	352
17	米子市	401
18	倉吉市	432
19	日吉津村	1,279
参考	鳥取県	320

(注) 上記のごみ量は全て集団回収量を含みます。

出典「平成21年度一般廃棄物処理実態調査」

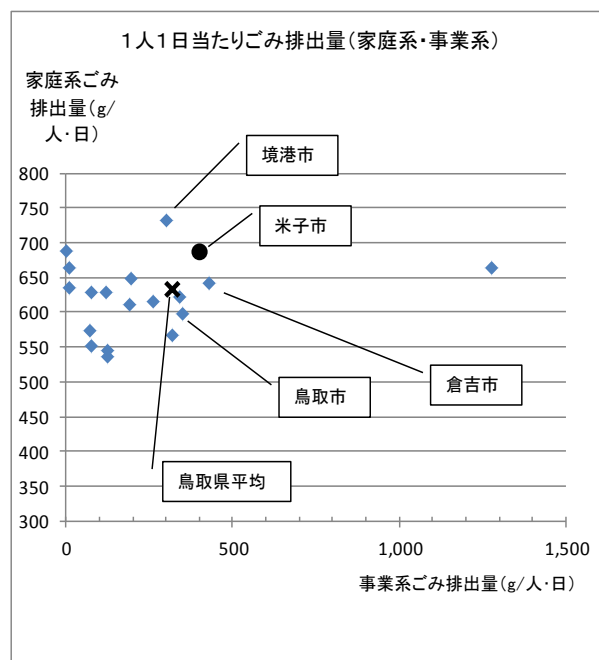
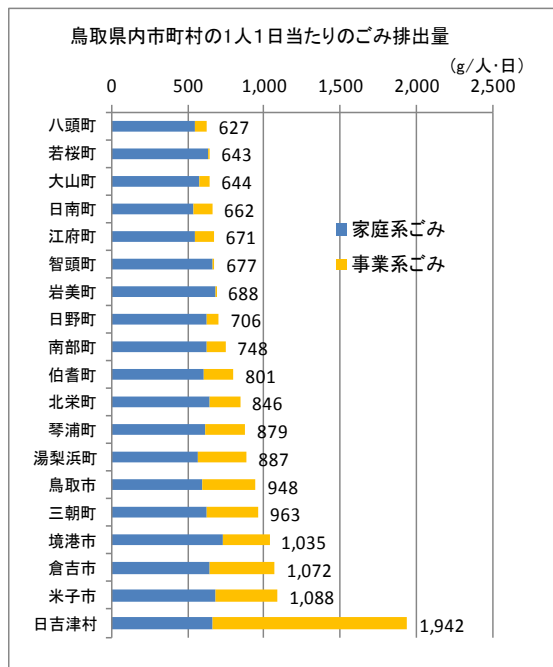


図 2-3-1 鳥取県内市町村のごみの量 (2)

(2) 類似団体との比較

本市と人口規模や都市形態が似通っている都市グループ（類似団体と言います）は、平成21年度は42団体でした。

※ 類似団体とは、人口と産業構造（産業別就業人口の比率）により態様が似通った市町村ごとに総務省が分類したもので、市町村は、類似団体との比較により自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、将来の財政運営に反映させることができます。米子市の属する類似団体は、平成21年度は「都市類型Ⅲ-1」で、次の条件をすべて満たす都市グループです。

(1) 人口10万人以上15万人未満

(2) 産業別就業人口の比率

① 2次産業及び3次産業の合計が95%未満

② 3次産業が55%以上

平成21年度の類似団体のごみ排出量の状況は、表2-3-2と図2-3-2のとおりです。

平成21年度の本市のごみ排出量の順位は、1人1日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）が類似団体42市の中で30位、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量は22位、1人1日当たりの事業系のごみ排出量は37位で、家庭系ごみが中位に、その他は下位に位置しています。

また、類似団体の平均値は、1人1日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）の平均値が990g、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量の平均値は706g、1人1日当たりの事業系のごみ排出量の平均値は284gとなっています。

第2部 ごみ処理基本計画

表2-3-2 類似団体のごみの量(1)

類似団体のごみの量(平成21年度実績)

<家庭系・事業系ごみ合計>

順位	市町村	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排 出量(t)	総人口 (人)
1	沖縄県うるま市	714	30,701	117,748
2	東京都東久留米市	796	33,359	114,848
3	鹿児島県薩川内市	815	30,220	101,559
4	静岡県藤枝市	819	42,903	143,507
5	佐賀県唐津市	836	40,208	131,694
6	埼玉県鴻巣市	844	36,637	118,986
7	鹿児島県鹿屋市	847	32,667	105,629
8	滋賀県長浜市	859	38,383	122,444
9	香川県丸亀市	881	35,980	111,935
10	岡山県津山市	900	35,448	107,892
11	宮城県大崎市	902	45,076	136,920
12	山口県岩国市	910	49,467	148,962
13	熊本県八代市	920	45,791	136,296
14	栃木県栃木市	928	48,024	141,763
15	神奈川県伊勢原市	932	34,356	100,997
16	北海道江別市	935	41,837	122,568
17	鹿児島県霧島市	937	43,881	128,337
18	兵庫県三田市	943	38,983	113,285
19	愛知県稲沢市	943	46,477	134,965
20	岩手県花巻市	954	36,382	104,462
21	埼玉県加須市	970	41,147	116,170
22	北海道北見市	981	45,127	125,974
23	埼玉県三郷市	986	46,389	128,963
24	茨城県古河市	平均 987	52,371	145,315
25	宮城県延岡市	994	48,816	134,485
26	長崎県諫早市	1,003	52,046	142,145
27	栃木県那須塩原市	1,005	42,770	116,538
28	山形県鶴岡市	1,018	51,802	139,438
29	島根県出雲市	1,049	55,854	145,925
30	米子市	1,088	59,231	149,095
31	北海道小樽市	1,096	54,056	135,168
32	山形県酒田市	1,101	45,629	113,591
33	広島県三原市	1,107	41,149	101,879
34	福島県会津若松市	1,128	52,556	127,659
35	愛媛県西条市	1,130	47,358	114,793
36	千葉県成田市	1,131	52,006	125,944
37	新潟県三条市	1,137	43,671	105,230
38	埼玉県深谷市	1,162	61,492	144,976
39	茨城県土浦市	1,186	62,229	143,705
40	千葉県木更津市	1,209	56,125	127,213
41	山口県防府市	1,232	53,236	118,396
42	新潟県新発田市	1,258	47,437	103,343
	平均	990		

<家庭系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 家庭系ごみ排 出量(g/人・日)
1	うるま市	513
2	鹿屋市	555
3	花巻市	594
4	延岡市	604
5	津山市	609
6	八代市	626
7	諫早市	626
8	新発田市	629
9	霧島市	635
10	薩摩川内市	636
11	唐津市	640
12	那須塩原市	646
13	岩国市	647
14	大崎市	647
15	長浜市	663
16	三田市	669
17	三条市	681
18	三原市	683
19	小樽市	683
20	出雲市	684
21	丸亀市	687
22	米子市	687
23	北見市	690
24	鴻巣市	695
25	藤枝市	696
26	栃木市	平均 698
27	江別市	710
28	鶴岡市	718
29	成田市	753
30	木更津市	754
31	三郷市	779
32	伊勢原市	779
33	稲沢市	781
34	東久留米市	796
35	古河市	801
36	土浦市	813
37	会津若松市	829
38	西条市	842
39	防府市	855
40	酒田市	858
41	加須市	876
42	深谷市	890
	平均	706

<事業系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 事業系ごみ排 出量(g/人・日)
1	東久留米市	0
2	加須市	95
3	藤枝市	123
4	鴻巣市	149
5	伊勢原市	153
6	稲沢市	163
7	薩摩川内市	179
8	古河市	186
9	丸亀市	194
10	長浜市	196
11	唐津市	197
12	うるま市	202
13	三郷市	206
14	江別市	225
15	栃木市	230
16	酒田市	243
17	大崎市	255
18	岩国市	263
19	深谷市	272
20	三田市	平均 274
21	西条市	289
22	津山市	292
23	北見市	292
24	鹿屋市	293
25	八代市	294
26	会津若松市	299
27	鶴岡市	299
28	霧島市	302
29	那須塩原市	360
30	花巻市	360
31	出雲市	365
32	土浦市	374
33	諫早市	377
34	防府市	377
35	成田市	378
36	延岡市	390
37	米子市	401
38	小樽市	412
39	三原市	424
40	木更津市	455
41	三条市	456
42	新発田市	629
	平均	284

(注) 上記のごみ量は全て集団回収量を含みます。

出典「平成21年度一般廃棄物処理実態調査」

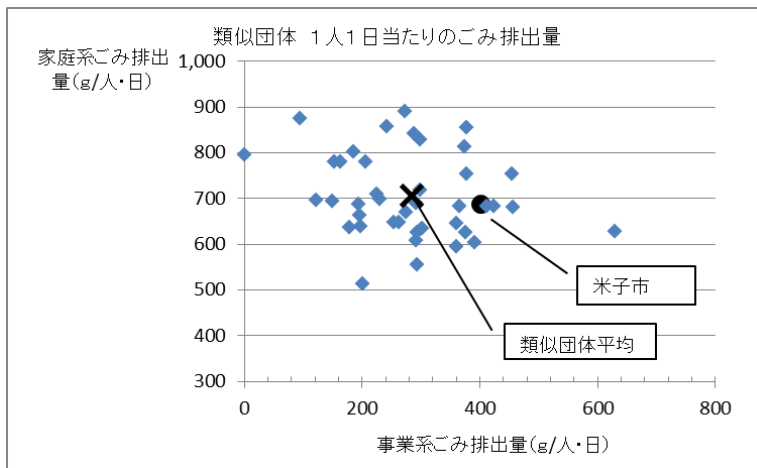


図 2 - 3 - 2 類似団体のごみの量 (2)

(3) 鳥取県内市町村及び類似団体との比較による目標値の設定

鳥取県内市町村については人口や面積、都市形態に差がありますが、類似団体については人口規模や都市形態が似通っている都市のグループであり、財政運営面において互いに比較検討するために設定されたものであることを考慮すると、類似団体のごみ排出量の平均値 990 g を目安として、鳥取県内市町村の平均値 953 g を参考に本市のごみ減量化の目標値を設定することが妥当であると考えられます。

また、類似団体との比較で分かるように、事業系ごみの排出量 (401 g) が平均値 (284 g) より約 4 割多くなっており、事業系ごみの減量が本市の課題となっています。

ごみの減量化は市民や事業者の協力が不可欠であり、市民や事業者に分かりやすい目標とすることも重要であるため、家庭系ごみを 1 割減量、事業系ごみを 2 割減量することを基本として、平成 22 年度の本市の 1 人 1 日当たりの排出量 (家庭系・事業系の合計) 1,081 g を平成 27 年度には 960 g 以下とすることを目標とします。

本市の平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの排出量 (家庭系・事業系の合計) を 960 g に設定した場合は、リサイクル率が 22.6%、最終処分率は 6.1% になると見込まれます。(73 ページ「第 2 節 2 ごみ減量化の目標値」のとおり)

第2部 ごみ処理基本計画

(4) 国・県の目標値との比較

① 県の目標値との比較

ア 鳥取県は、「鳥取県廃棄物処理計画（平成23年10月策定）」で次のとおり一般廃棄物の目標値を定めています。

(ア) ごみ排出量

関係団体等と連携して、各家庭における4R^(注1)の推進、特に生ごみ等の減量リサイクル（生ごみの水切り、堆肥化）の実践活動の普及を図り、1人1日当たりの排出量を毎年約10g削減することにより、平成26年度に880gとすることを目標とします。

(注1) 4Rとは、鳥取県が進める循環型社会を形成するために必要な4つの取り組みであるリフューズ（Refuse：断る）、リデュース（Reduce：減量化）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称です。

(イ) リサイクル率

関係団体等と連携して各家庭におけるミックスペーパー（雑紙）のリサイクルの普及を図るとともに、生ごみの拠点回収の拡大やリサイクルが困難な紙おむつやガラスくずのリサイクルを進めることにより、リサイクル率を年に約1%向上させ、平成26年度には全国トップレベルの30%とすることを目標とします。

(ウ) 最終処分量

減量リサイクルの推進と相まって、最終処分量を削減し、これにより平成26年度には11,000トンとすることを目標とします。

表2-3-3 「鳥取県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の目標

	平成21年度 (基準年度)	平成26年度 (目標年度)	
	1人1日当たりのごみ排出量	913g (※1)	880g
リサイクル率	23.3%(※2)	30%	年に約1%向上させる
最終処分量	19,000トン	11,000トン	

(※1) 1人1日当たりのごみ排出量は、集団回収量を含まない。

集団回収を含めた場合は、953g。

(※2) リサイクル率は、集団回収量を含む。

イ 本市の平成27年度の目標値と県の目標値の設定方法に準じて計算した場合の本市の平成27年度のごみ排出量とリサイクル率との比較は、次のとおりとなります。

	平成21年度実績	県の目標値の設定方法に準じて計算した場合(平成27年度)	平成27年度目標値	比較
1人1日当たりのごみ排出量	1,081g	1,021g	960g	県の目標値の削減率を上回る(6年間で121g、毎年約20gの削減)
		毎年約10g削減する(6年間で60gの削減)		
リサイクル率	21.4%	27.4%	22.5%以上	県の目標値以下
		年に約1%向上させる(6年間で6%向上)		
最終処分率	7.2%	県の目標値なし	6.1%以下	—

② 国の目標値との比較

国は、次のとおり一般廃棄物の目標を定めています。

ア 「第2次循環社会形成推進基本計画(平成20年3月策定)」における一般廃棄物の目標

表2-3-4 「第2次循環社会形成推進基本計画」における一般廃棄物の目標

	平成12年度実績(基準年度)	平成27年度(目標年度)	
1人1日当たりのごみ排出量	約1,185g	約1,067g	平成12年度⇒27年度で約10%削減
1人1日当たりの家庭から排出するごみの量(資源ごみ等を除く)	約660g	約530g	平成12年度⇒27年度で約25%削減
事業ごみの総量	約1,799万トン	約1,439万トン	平成12年度⇒27年度で約20%削減

第2部 ごみ処理基本計画

イ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年12月改定）における一般廃棄物の目標

表2-3-5 「廃棄物処理法に基づく基本方針」における一般廃棄物の目標

	平成27年度(目標値)
ごみ総排出量	平成19年度比約5%削減
再生利用率 (リサイクル率)	約25% (平成19年度約20%から5ポイント増)
最終処分量	平成19年度比約22%削減

ウ 本市の平成27年度の目標値と国の目標値の設定方法に準じて計算した場合の本市の平成27年度のごみ排出量とリサイクル率との比較は、次のとおりとなります。

	平成19年度実績	国の目標値の設定方法に準じて計算した場合(平成27年度)	平成27年度目標値	比較
1人1日当たりのごみ排出量	1,095g	1,040g	960g	国の目標値の削減率を上回る
		平成19年度の5%減		
リサイクル率	20.3%	25.3%	22.5%以上	国の目標値以下
		平成19年度から5ポイント増		
最終処分率	12.7%	国の目標値なし	6.1%以下	—

2 ごみ減量化の目標値

平成22年度を基準年度、平成27年度を目標年度として、次のとおり1人1日当たりのごみ排出量と、リサイクル率（資源化率）、最終処分率の目標値を設定します。

(1) ごみ排出量の目標値

平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量を960gとする。（家庭系ごみ 610g、事業系ごみ 350g）

***平成22年度の1人1日当たりの排出量は、1,081g
（家庭系ごみ 668g、事業系ごみ 414g）**

(2) リサイクル率の目標値

平成27年度のリサイクル率を22.5%以上とする。

***平成22年度は、21.3%**

(3) 最終処分率の目標値

平成27年度最終処分率を6.1%以下とする。

***平成22年度は、6.4%**

<ごみ減量化の目標値>

		平成22年度 実績	平成27年度 目標値	平成22年度 比
1人1日当 たりのごみ排出量	家庭系	668g	610g	△8.7%
	事業系	414g	350g	△15.5%
	合計	1,081g	960g	△11.2%
リサイクル率		21.3%	22.5% 以上	H22との差 1.2ポイント
最終処分率		6.4%	6.1% 以下	H22との差 △0.3ポイント

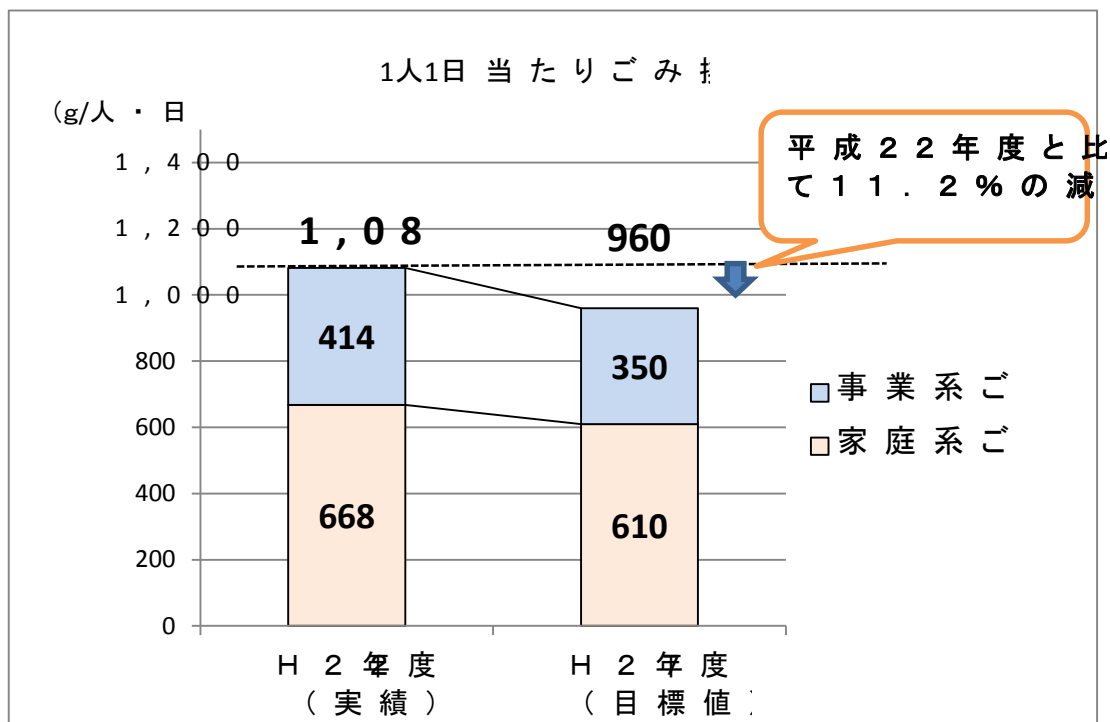


図 2-3-3 1人1日当たりごみ排出量目標値

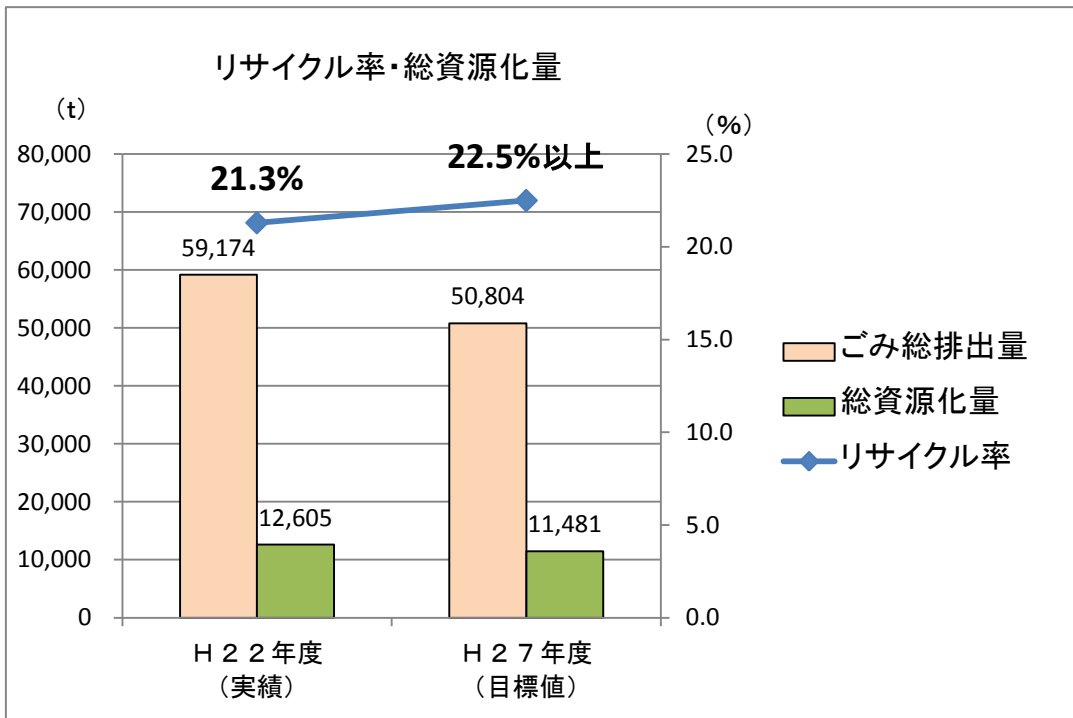


図 2 - 3 - 4 リサイクル率目標値

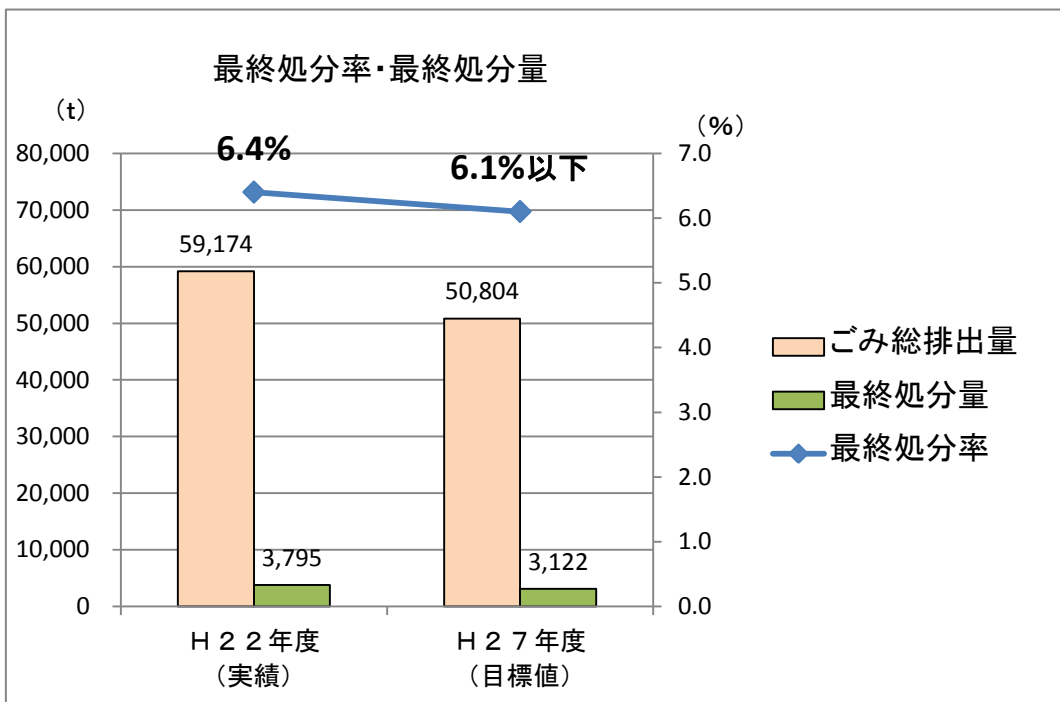


図 2 - 3 - 5 最終処分率目標値

第2部 ごみ処理基本計画

(4) 分別区分ごとの具体的な目標

平成27年度に設定した1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率(資源化率)及び最終処分率の目標値を達成するために、各種施策の実施によって達成を目指す分別区分ごとの具体的な目標を次のとおり定めます。

家庭系ごみ	<p>○可燃ごみ、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ、有害ごみ 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して10%減量する。</p> <p>○資源物 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して5%減量する。</p> <p>○集団回収 年間回収量を平成22年度に比べて20%増加させる。</p>
事業系ごみ	<p>○可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物(ペットボトル、缶・ビン類) 総排出量を平成22年度に比べて20%減量する。</p> <p>○事業系食品リサイクル排出量 総排出量を平成22年度に比べて10%減量する。</p>

表2-3-6 収集区分別ごみ排出量(排出原単位)の目標値

収集区分		年度	実績値		目標値	
			平成22年度	平成27年度	目標	
可燃ごみ	家庭系	g/人・日	491.7	442.5	10%減量	
	事業系	kg/日	51,345.0	41,076.0	20%減量	
不燃ごみ	家庭系	g/人・日	28.2	25.4	10%減量	
	事業系	kg/日	2,850.6	2,280.5	20%減量	
不燃性粗大ごみ	家庭系	g/人・日	8.5	7.7	10%減量	
	事業系	kg/日	91.5	73.2	20%減量	
資源物	家庭系	g/人・日	古紙類	95.2	90.4	5%減量
			ペットボトル	4.7	4.5	
			白色発泡	1.1	1.0	
			缶・ビン類	23.4	22.2	
			再利用ビン	0.6	0.6	
	事業系	kg/日	ペットボトル	13.4	10.7	20%減量
			缶・ビン類	229.4	183.5	
有害ごみ	家庭系	g/人・日	1.1	1.0	10%減量	
集団回収	家庭系	g/人・日	13.1	16.3	20%増量	
事業系食品リサイクル	事業系	kg/日	7,504.1	6,753.7	10%減量	
計	家庭系	g/人・日	667.6	611.6		
		kg/日	62,034.0	50,377.6		
	事業系	g/人・日	413.7	346.9		
		計	g/人・日	1,081.3		958.5

3 ごみ減量化の目標を達成した場合のごみ排出量等

(1) 平成27年度(目標年次)のごみ排出量等

ごみ減量化の目標値を達成した場合の平成27年度(目標年次)におけるごみ排出量、資源化量、最終処分量の推計値は、表2-3-7~8、図2-3-6に示すとおりとなります。

表2-3-7 ごみ排出量等の比較(減量化目標を達成した場合)

	平成22年度 (実績)	平成27年度 (目標年次)
ごみ総排出量(t) (H22比)	59,174	50,804 (△14.1%)
資源化量(t) (H22比)	12,605	11,481 (△8.9%)
最終処分量(t) (H22比)	3,795	3,122 (△17.7%)

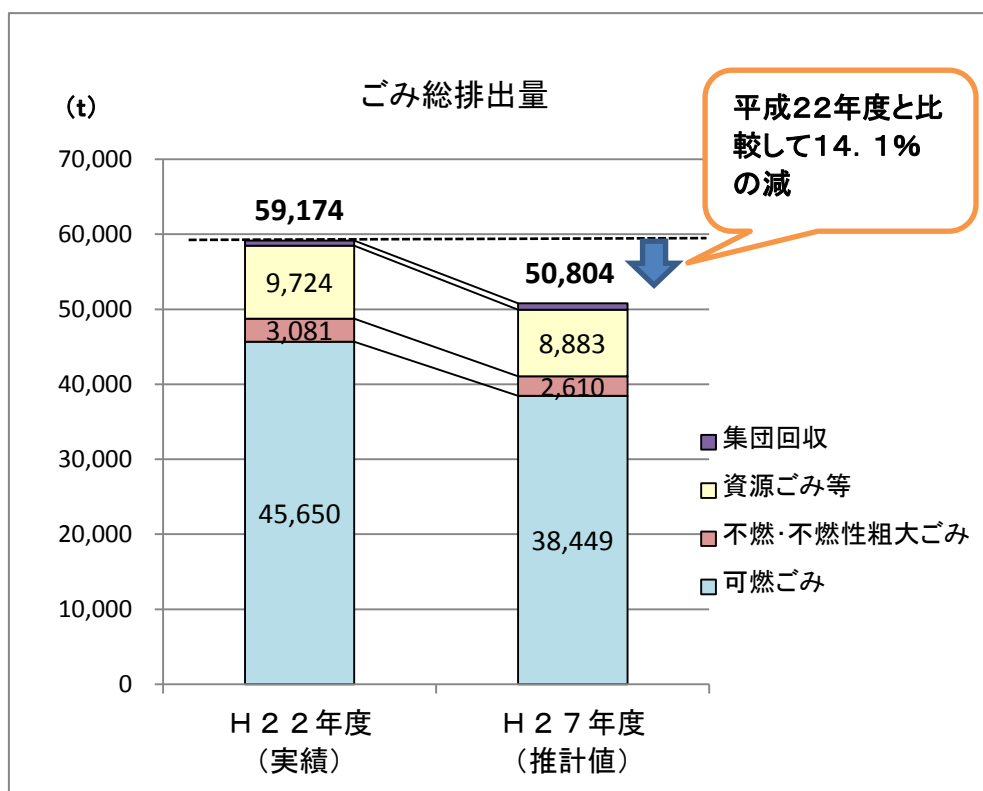


図2-3-6 ごみ排出量の比較(ごみ減量化目標を達成した場合)

第2部 ごみ処理基本計画

表2-3-8 ごみ排出量の比較(ごみ減量化目標を達成した場合)

収集区分		年度	実績値		目標値	
			平成22年度	平成27年度	平成22年度	平成27年度
可燃ごみ	(t/年)	家庭系	26,909	23,456		
		事業系	18,741	14,993		
不燃ごみ	(t/年)	家庭系	1,541	1,345		
		事業系	1,040	832		
不燃性粗大ごみ	(t/年)	家庭系	466	405		
		事業系	33	27		
資源物	古紙類	(t/年)	家庭系	5,212	4,794	
	ペットボトル	(t/年)	家庭系	255	237	
			事業系	5	4	
	白色発泡	(t/年)	家庭系	59	55	
	缶・ビン類	(t/年)	家庭系	1,278	1,178	
事業系			84	67		
再利用ビン	(t/年)	家庭系	31	30		
有害ごみ	(t/年)	家庭系	61	52		
集団回収	(t/年)	家庭系	719	863		
事業系食品リサイクル	(t/年)	事業系	2,739	2,465		
計	(t/年)		59,174	50,804		
1人1日当たりの排出量	(g/人・日)	計	1,081	958		
		家庭系	668	612		
		事業系	414	347		

(2) 平成27年度(目標年次)のごみ処理フロー

ごみ減量化の目標値を達成した場合のごみ排出量、資源化量等を推計した平成27年度(目標年次)におけるごみ処理フローは、図2-3-7～8のとおりとなります。

平成27年度ごみ処理フロー(目標)

単位: グラム/人・日

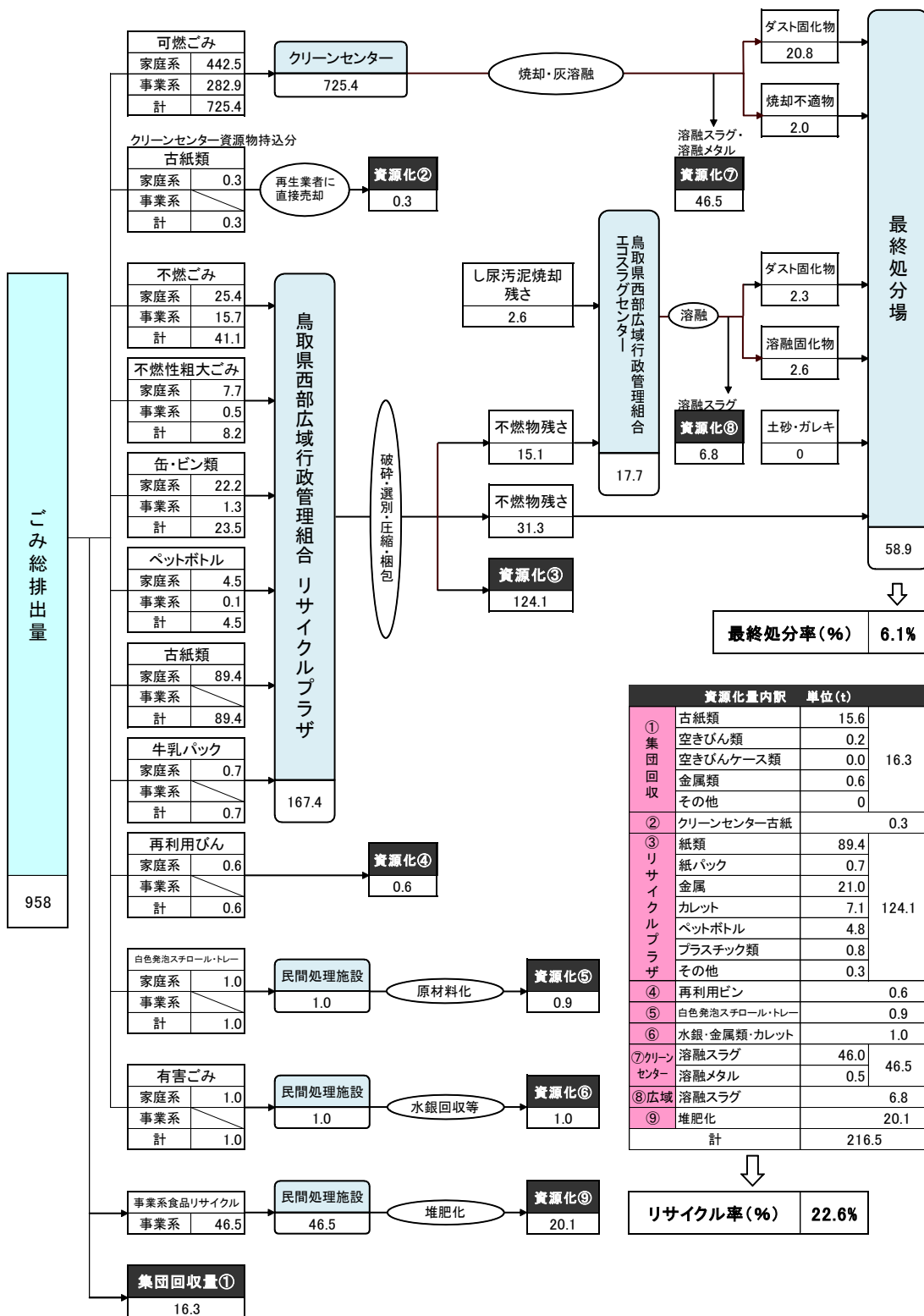


図 2-3-7 平成27年度(目標年次)のごみ処理フロー (1人1日当たりごみ排出量)

第2部 ごみ処理基本計画

平成27年度ごみ処理フロー(目標)

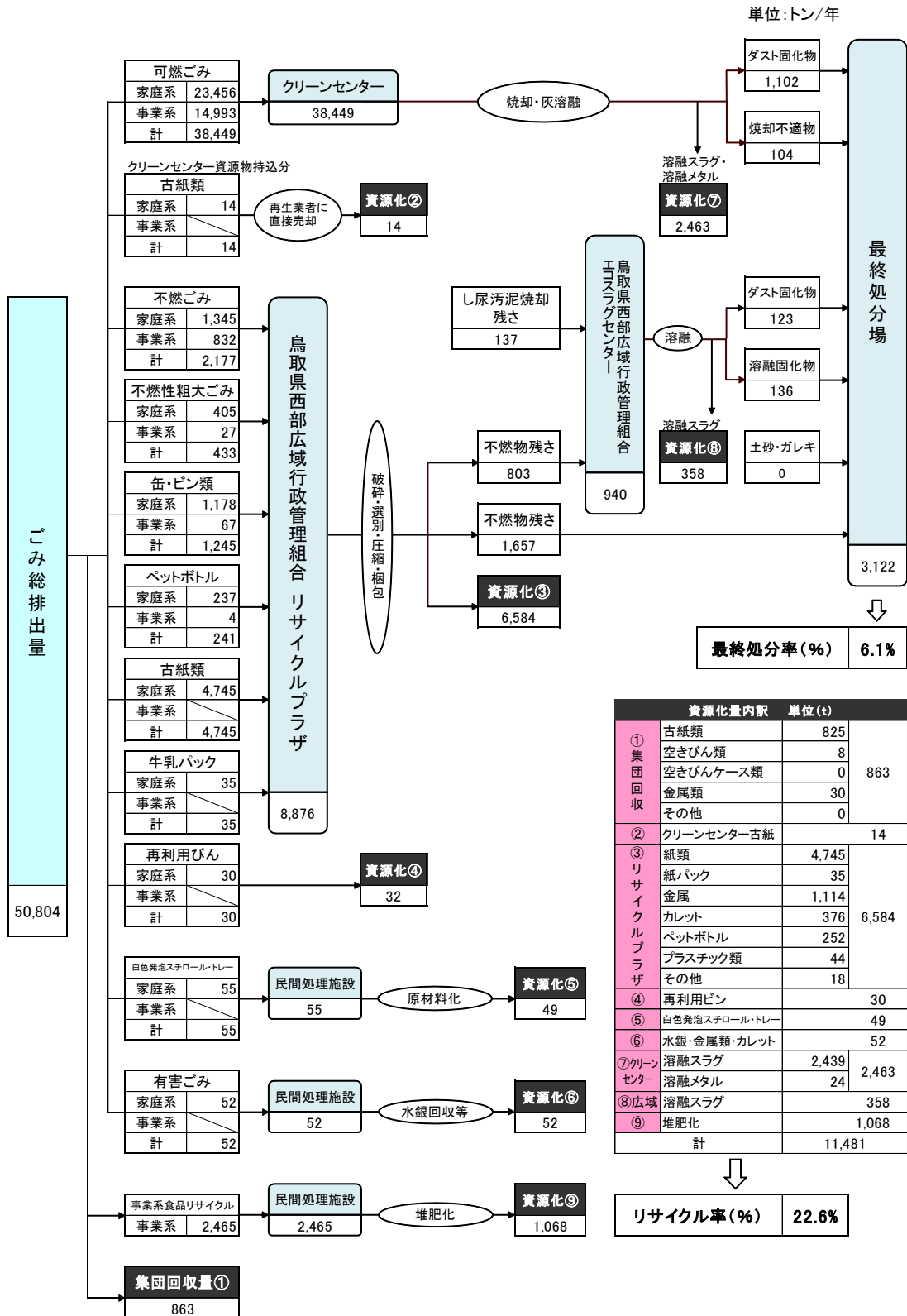


図2-3-8 平成27年度(目標年次)のごみ処理フロー (ごみ総排出量)

第3節 排出抑制・資源化計画

1 情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実

① 情報の発信

<施策の方向性>

- ◆市のホームページ、広報誌、ごみ情報誌「よなごみ通信」等を通じて、ごみの減量化・資源化の必要性やごみの量、ごみ処理経費、市民・事業者の取り組みなどを分かりやすく情報発信し、ごみの減量化・資源化の行動に結びつくように市民・事業者の意識の向上に取り組みます。
- ◆行政や民間団体が主催する、ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの情報を発信します。
- ◆携帯電話を活用して、ごみの出し方、収集日など市民に役立つ情報を提供します。

<施策>

- ◇ホームページ、広報紙、「よなごみ通信」等を活用した情報発信
- ◇各種イベントの情報発信
- ◇リサイクルショップ等の情報発信
- ◇携帯電話を活用した市民に役立つ情報の提供

② 環境教育・環境学習の充実

<施策の方向性>

- ◆次世代を担う小中学生に対し、子どものうちから環境意識を根付かせることが大切です。学校や地域と連携を図り、環境教育・環境学習を推進していきます。また、高校、大学についても環境講座や分別説明会の実施等により、環境教育・環境学習の場を広げていきます。
- ◆子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、気軽に楽しく環境問題やごみの分別や減量について学習できるように、ごみや環境に関する講座の充実を図っていきます。

<施策>

- ◇小中学校、高校での環境学習講座の開催
- ◇公民館等での環境学習講座の開催
- ◇クリーンセンターなどのごみ処理施設の見学の実施
- ◇ごみの収集体験など体験型学習、親子を対象とした環境学習等の実施

- ◇自治会等でのごみ分別講習会の開催
- ◇ビデオやDVDの貸し出し
- ◇大学生に対し、入学時に分別説明会を実施
- ◇給食での食べ残しを少なくするような学校での取り組み

2 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 啓発活動の充実、発生・排出抑制への誘導

<施策の方向性>

- ◆自治会、リサイクル推進員等と連携して、地域におけるごみの発生・排出抑制の啓発活動を推進することとします。
- ◆レジ袋等をごみにしないために、ノーレジ袋推進協議会に参画し、レジ袋の削減やマイバッグ運動を促進することとします。
- ◆企業や各種団体と連携して、環境フェアなどのイベントを実施し、ごみや環境について啓発を行っていきます。
- ◆使用される可燃ごみ袋の6割が大袋（40ℓ）のため、減量化の誘導策として、30リットルサイズの可燃ごみ袋の導入を検討していきます。

<施策>

- ◇自治会、リサイクル推進員等と連携した地域におけるごみの発生・排出抑制の啓発活動の推進
- ◇マイバッグ運動の促進、ノーレジ袋デーなどの広報
- ◇環境フェアの開催
- ◇30リットルサイズの可燃ごみ袋の導入の検討

② 生ごみ類の減量化・資源化

<施策の方向性>

- ◆家庭系の生ごみについては、三角コーナーの使用などによる水切りの徹底により減量化を図ります。また、家庭内での自己処理・堆肥化を目指し、生ごみ処理機・処理容器の購入者に助成するほか、ダンボール箱を使った生ごみ堆肥作りの普及を図ります。
- ◆事業系の生ごみについては、食品リサイクル法の周知や、リサイクル方法等の情報提供を図っていきます。
- ◆生ごみは家庭から出る可燃ごみの約半分を占めていることから、減量化・資源化について調査・研究を進めていきます。

<施策>

家庭系生ごみ

- ◇生ごみの水切りの促進
- ◇生ごみ処理機、処理容器の購入費補助
- ◇ダンボールを利用した生ごみ堆肥づくりの普及促進
- ◇生ごみの減量化・資源化の調査・研究

事業系生ごみ

- ◇食品リサイクル法の周知や、リサイクル方法等の情報提供

③ 事業系ごみの排出抑制

(1) 事業所について

<施策の方向性>

- ◆事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、ごみと資源物の分別方法等を記載したガイドブックを作成し、事業者へ配布します。
- ◆ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証制度の情報発信・啓発を進め、事業所のごみの減量化・資源化について、事業所の自主的な取り組みを促進します。
- ◆ごみ減量に向けて優良な取り組みを行っている事業者については、広報誌やホームページ等でその工夫内容を紹介していきます。
- ◆米子市クリーンセンターにおける搬入監視を強化し、産業廃棄物等の搬入や不適正物の混入を防止するとともに、資源物等の分別についても排出事業者と収集運搬許可業者を指導していきます。
- ◆事業所及び収集運搬許可業者から排出状況の実態を調査して、ごみ排出の実態に応じた対策を検討していきます。
- ◆収集運搬許可業者に対し、説明会の実施等による分別等の啓発、収集先の事業所への啓発への協力を働きかけます。

<施策>

- ◇事業者向けガイドブックの作成
- ◇ISO14001等の環境マネジメントシステム認証制度の情報発信・啓発
- ◇事業所のごみ減量取組事例紹介
- ◇米子市クリーンセンターでの搬入監視の強化
- ◇事業所及び収集運搬許可業者から排出状況の実態を調査
- ◇収集運搬許可業者に対して、分別等の啓発と事業所への啓発についての協力働きかけ

第2部 ごみ処理基本計画

(2) 販売店について

<施策の方向性>

- ◆牛乳パックやトレイ等の店頭回収の充実、簡易包装の推進、リターナブルびん・詰め替え製品の販売を働きかけることとします。
- ◆過剰包装の自粛、レジ袋の削減・マイバッグ運動などに対する協力を働きかけることとします。
- ◆販売店が行うごみ減量化・資源化に関する情報を発信していきます。

<施策>

- ◇トレイ等の店頭回収充実、簡易包装等の働きかけ
- ◇マイバッグ持参、ノーレジ袋運動の取り組み促進
- ◇販売店が行うごみ減量化・資源化に関する情報を発信

(3) 市の取り組み

<施策の方向性>

- ◆米子市（市役所庁舎、市の各施設・部署）が、「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先してごみの減量化に取り組んでいきます。また、取り組み状況や成果を広報し、市民・事業者への啓発を図っていきます。
- ◆事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先してエコマーク商品・グリーンマーク商品など再利用商品・省資源商品を購入します。

<施策>

- ◇「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」、「米子市グリーン購入調達方針」に基づくごみの減量や再利用商品・資源化商品の購入の推進
- ◇市の取り組みを市民・事業者へ広報

3 リサイクル(再資源化)の推進

① 分別排出の徹底

<施策の方向性>

- ◆廃棄されたごみの中には、リサイクル対象品目がまだ含まれていますので、市民、事業者に対して、古紙類等のさらなる分別排出の徹底と協力を呼びかけていきます。
- ◆自治会、リサイクル推進員等と連携して、ごみの分別・出し方ルールのご指導・啓発を徹底することとします。
- ◆必要に応じて、ごみの組成調査を実施し、分別排出の達成状況を評価していきます。

<施策>

- ◇市民、事業者への分別排出の徹底の周知
- ◇「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ホームページによる分別ルールの周知
- ◇外国語版の「ごみ分別収集カレンダー」の整備
- ◇自治会等へのごみ分別説明会による分別ルールの周知
- ◇自治会、リサイクル推進員等と連携した地域における分別指導、啓発の推進
- ◇集合住宅管理者への働きかけによる入居者の分別排出徹底
- ◇転入者への「ごみ分別収集カレンダー」配布等によるごみの出し方の周知
- ◇ごみ組成調査による分別排出達成度の評価

② リサイクル事業の継続

<施策の方向性>

- ◆分別収集と資源ごみのリサイクルを今後も継続することとします。
- ◆分別収集品目の拡大は、資源化手法を検討して再生利用の効果と新たな分別収集の実施に伴う財政負担などを考慮した上で、実施について検討していきます。
- ◆市主催の「環境フェア」を活用して、ごみの減量化・リサイクルの意識啓発を図っていきます。
- ◆「資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度」により自治会、子ども会、PTA等の集団回収の支援に努めていきます。また、具体例をあげて分かりやすく広報・PRを実施し、登録団体の拡大に努めます。

<施策>

- ◇分別収集及び資源ごみのリサイクルの継続
- ◇環境フェアの活用による意識啓発
- ◇資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度による集団回収の支援、広報の強化

③ 多様なリサイクルルートの確保

<施策の方向性>

- ◆スーパー等の店頭でのポイント等の付与される資源回収の取り組みや家庭の不用品を売却できるフリーマーケット等の情報を発信することとします。
- ◆事業者の協力を得ながら店頭回収制度の拡充を図っていくとともに、回収拠点としての公共施設の活用の検討など、資源物の回収場所と回収機会の拡充に努めることとします。
- ◆古着のリサイクルについて調査・研究します。
- ◆店頭回収の利用について市民への啓発に努めます。

<施策>

- ◇スーパー等の店頭での資源回収の取り組みやリサイクルショップやフリーマーケット等の情報発信
- ◇店頭回収の拡充、利用についての市民への啓発
- ◇公共施設などでの拠点回収の検討
- ◇古着のリサイクルの調査・研究

④ 事業系ごみの資源化の促進

<施策の方向性>

- ◆事業所から発生する古紙、食品残さ、木くず等を資源化する民間業者の情報を提供して、活用を働きかけます。
- ◆事業系ごみのうち大きな割合を占める紙類の資源化を促進するため、事業者による分別の徹底を図ります。
- ◆紙おむつの別途処理について調査・研究します。

<施策>

- ◇資源ごみの資源化業者の情報を提供
- ◇紙類の資源化拡大
- ◇紙おむつの別途処理の調査・研究

⑤ 溶融スラグの資源化の促進

<施策の方向性>

- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグについては、本市の公共工事に活用してリサイクルの推進に努めます。

<施策>

◇溶融スラグの公共工事等による利用の推進

⑥ 各種リサイクル法の情報提供

<施策の方向性>

- ◆家電リサイクル法の対象となっているテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及び家庭系使用済みパソコンなどのリサイクルの促進のため、リサイクル方法の周知を図ります。また、家電等の不用品回収業者に対し県と協力して調査・指導を行うとともに、市民・事業者への啓発・情報提供を図ります。
- ◆法律改正等の内容を市民・事業者に対して適切に情報提供していきます。

<施策>

◇家電リサイクル品対象品、パソコンのリサイクル方法の周知
◇家電等の不用品回収業者に対する調査・指導の実施、市民・事業者への啓発
◇法律改正等についての適切な情報提供

第4節 収集・運搬計画

1 収集・運搬の基本方針

- (1) ごみの収集運搬については、効率的・効果的な収集運搬体制を継続します。
- (2) 家庭系ごみについては、委託業者により収集を行い、事業系ごみについては、許可業者により収集を行っていきます。
- (3) 家庭系ごみの収集方法については、可燃ごみと古紙類で一部残っている戸別収集について、ステーション収集方式に統一を図っていきます。
- (4) 高齢者世帯の増加など社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を検討していきます。
- (5) 収集・運搬の実施に当たっては、処理施設周辺住民の安全確保と収集・運搬車両による環境影響に十分配慮することとします。
- (6) 収集作業の安全性の確保に努めていきます。

2 分別・収集計画

(1) 家庭系ごみの分別区分と収集方法

＜施策の方向性＞

- ◆家庭系ごみの分別区分と収集方法は、現行の方法(表2-3-9)を基本とし、必要に応じて分別区分の見直しを検討することとします。

表2-3-9 分別区分と収集方法

分別区分		収集回数	収集方式	実施形態
可燃ごみ		週2回	ステーション収集・一部戸別収集	委託業者
不燃ごみ		月2回	ステーション収集	
不燃性粗大ごみ		月2回	ステーション収集	
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	月2、3回 ^{※1}	ステーション収集	
	缶・ビン類	月2、3回 ^{※1}	ステーション収集	
	ペットボトル	月2回	ステーション収集	
	牛乳パック	月2回	ステーション収集	
	再利用ビン	月1回	ステーション収集	
	古紙類	新聞・チラシ 本・雑誌 ダンボール・紙箱	月2回	
有害ごみ	乾電池	年4回	ステーション収集	
	蛍光管・水銀体温計			

※1 淀江町区域については月2回

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物）

<施策の方向性>

- ◆事業系一般廃棄物については、現行のとおり、事業者自らの責任において次の方法により、処理を行うこととします。
 - ・一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
 - ・米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

3 許可業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）

<施策の方向性>

- ◆一般廃棄物収集運搬業許可業者については、ごみの量に応じ、健全な事業継続ができる許可業者数、許可車両数とすることとします。

表 2-3-10 一般廃棄物収集運搬業（塵芥）の許可業者数
(平成23年3月末時点)

項目		備考
許可業者数	29業者	収集運搬できる廃棄物を限定している4業者を含む
許可車両台数	145台	
許可車両積載量	392t	

4 ステーション収集への統一

<施策の方向性>

- ◆高齢者や障がい者のごみ出しやごみ置場用地の確保が難しい地域は、近くに持ち出せるように、地域の実情に応じてステーションの設置数を増やす等の対策を自治会に提示して、ステーション化を進めていきます。
- ◆高齢者世帯が増加している現状から、高齢化社会を踏まえたステーション化を検討していきます。

<施策>

- ◇ステーションの設置場所案の提示
- ◇自治会長への問題点の聞き取り調査の実施
- ◇ステーション化説明会の開催
- ◇高齢化社会を踏まえたステーション化の検討

5 高齢者等の支援・市民サービスの向上

<施策の方向性>

- ◆高齢者や障がい者などの世帯で自宅からのごみ出しが困難な場合は、介護や福祉の関係機関とも連携を図りながら、ごみ出し支援策を検討していきます。
- ◆可燃物と不燃物の混合ごみや分解が困難なごみ、処理困難物として市では収集しないごみ等の家庭での分別や処理が難しいごみについて、特別収集、拠点回収等を検討していきます。

<施策>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◇福祉施策としての高齢者等の自宅からのごみ出し困難世帯に対する戸別収集の実施◇分解が困難なごみ等の特別収集の検討 |
|---|

第5節 中間処理計画

1 中間処理の基本方針

- (1) 排出抑制及び減量化・資源化により処理量を極力削減した後のごみについては、米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ及びエコスラグセンター並びに民間事業者（委託業者、一般廃棄物処理業許可業者）の処理施設で処理することとします。
- (2) 米子市クリーンセンターの運営管理にあたっては、公害防止と周辺環境の保全に努めるとともに、処理物のリサイクルとエネルギー回収によるごみの有効活用に努め、安全で効率的かつ安定した運営管理に取り組み、最終処分量の削減を図ることとします。

2 中間処理計画

- (1) 可燃ごみ
米子市クリーンセンターにおいて、焼却処理し、安定化、資源化することとします。また、焼却処理後の灰は、発電した電気を利用し、熔融スラグ化することとします。
- (2) 不燃・不燃粗大ごみ、資源ごみ
リサイクルプラザにおいて、破碎・選別・梱包などの処理により、再生利用及び適正処理を行うこととします。
- (3) 有害ごみ、白色発泡スチロール・トレー、食品残渣・木くず等
 - ①有害ごみ、白色発泡スチロール・トレーは、民間事業者処理委託し、資源化、適正処理を図ることとします。
 - ②食品残渣、木くずは、リサイクル先が確保されている民間事業者（許可業者等）で処理ができることとします。
また、必要により、民間事業者（許可業者等）で処理ができるごみの区分について検討することとします。

<中間処理のフロー>

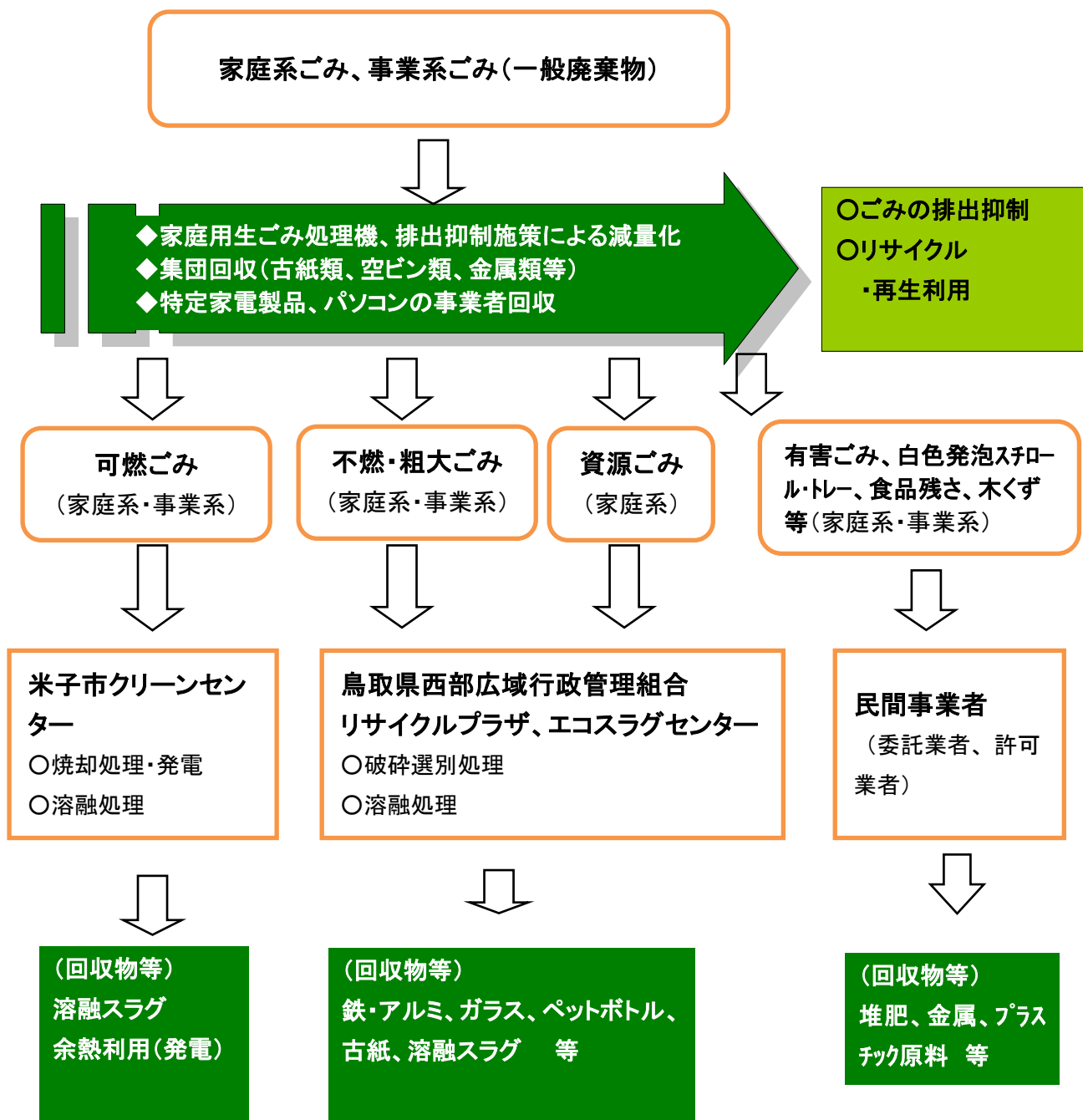


図 2 - 3 - 9 中間処理フロー

3 中間処理施設の運営管理

安全で効率的かつ安定した中間処理施設の運営管理に努めることとし、他市の事例等も参考に、より効率的で適正な運営管理方法について検討することとします。

(1) 米子市クリーンセンター

<現状と課題>

- ◆米子市クリーンセンターは、平成14年4月から稼動しましたが、年数の経過に伴う施設の保守、修繕に係る費用の増加が予想され、今後、ライフサイクルコストの低減を図り施設の機能を効率的に維持するために、「長寿命化計画」を策定しました。
- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグについては、有効利用を図るため平成21年3月に完成した溶融スラグストックヤードで一時保管し、安全確認試験により適合したものを利用業者に売却して、路盤材として再生利用しています。

<今後の方針と施策>

- ◆施設を長期間安定的かつ効率的に運転するとともに、二酸化炭素の排出量の削減を行うためには、適切な時期に基幹的設備の更新・改良を実施することが必要です。国の循環型社会形成推進交付金を活用して、平成23年度に策定した「長寿命化計画」に基づいて計画的に基幹的設備改良事業を実施し、効率的な維持管理に努め、運転コストの低減と二酸化炭素の排出量の削減を目指します。
- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグは、溶融スラグストックヤードで一時保管し、安全確認試験により適合したものを売却して路盤材に再生利用するなど積極的な活用に努め、最終処分量の削減を図ります。
- ◆運転管理については、法令等に基づく基準を遵守し、適正な維持管理を行うとともに、周辺環境についても定期的にモニタリングを実施して測定結果を公表するなど、安全・安心な適正処理を行います。
- ◆平成28年度以降における鳥取県西部圏域内の可燃ごみ処理計画が地元同意されましたので、今後、可燃ごみ処理計画の実施に向けて協議を進めます。

第2部 ごみ処理基本計画

<処理計画>

平成27年度までの処理計画

米子市クリーンセンターで可燃ごみの処理を行う市町村	米子市、日吉津村、大山町の一部（※平成23年度から27年度まで大山町中山清掃センター処理相当分を暫定搬入）
---------------------------	---

(2) リサイクルプラザ

<現状と課題>

リサイクルプラザは、境港市を除く西部圏域内から発生する不燃ごみ及び資源ごみを破碎・選別等により資源回収する施設であり、鳥取県西部広域行政管理組合により建設されました。

リサイクルプラザへの近年のごみの搬入量は、各構成市町村の有料化、分別排出の徹底等により、減少傾向となっています。平成9年4月の供用開始から15年余を経過しているため、内部の機械設備等の老朽化が見られ、主要機器の基幹改修の必要があります。

<今後の方針と施策>

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、より効率的で適正な運営管理がなされるよう働きかけます。

(3) エコスラグセンター

<現状と課題>

エコスラグセンターは、鳥取県西部広域行政管理組合が建設したもので、西部圏域内から発生する不燃物残さ、焼却灰（米子市クリーンセンターから発生する焼却灰を除く。）、し尿汚泥焼却灰を溶融処理してスラグ化する施設であり、最終処分場に埋め立てる廃棄物の減容化、無害化等だけでなく、廃棄物のリサイクルにも寄与しています。

本施設は供用開始から9年目を迎え、溶融炉本体及び各機器の経年劣化が進行している状況であり、毎年の補修経費の抑制が課題となっています。

<今後の方針と施策>

平成28年度以降における鳥取県西部圏域内の可燃ごみ処理計画（案）に沿って、エコスラグセンターの今後のあり方について検討されるよう、鳥取県西部広域行政管理組合に対し働きかけます。

4 施設整備計画について

今後のごみ処理の動向を見定めながら、各施設の整備方針について検討を行います。

5 一般廃棄物処理業の許可事務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理業の許可事務の適正な執行を図ることとします。

第6節 最終処分計画

1 最終処分の基本方針

最終処分は、鳥取県西部広域行政管理組合が委託をしている民間の最終処分場において、埋立処理を行っています。

最終処分について、鳥取県西部広域行政管理組合に次のとおり働きかけることとします。

- (1) 中間処理後の残渣の適正処分
- (2) 公害防止と周辺環境の保全
- (3) 最終処分場及び関連施設の適正管理
- (4) 次期最終処分場の確保の検討

2 最終処分計画

(1) 最終処分のフロー

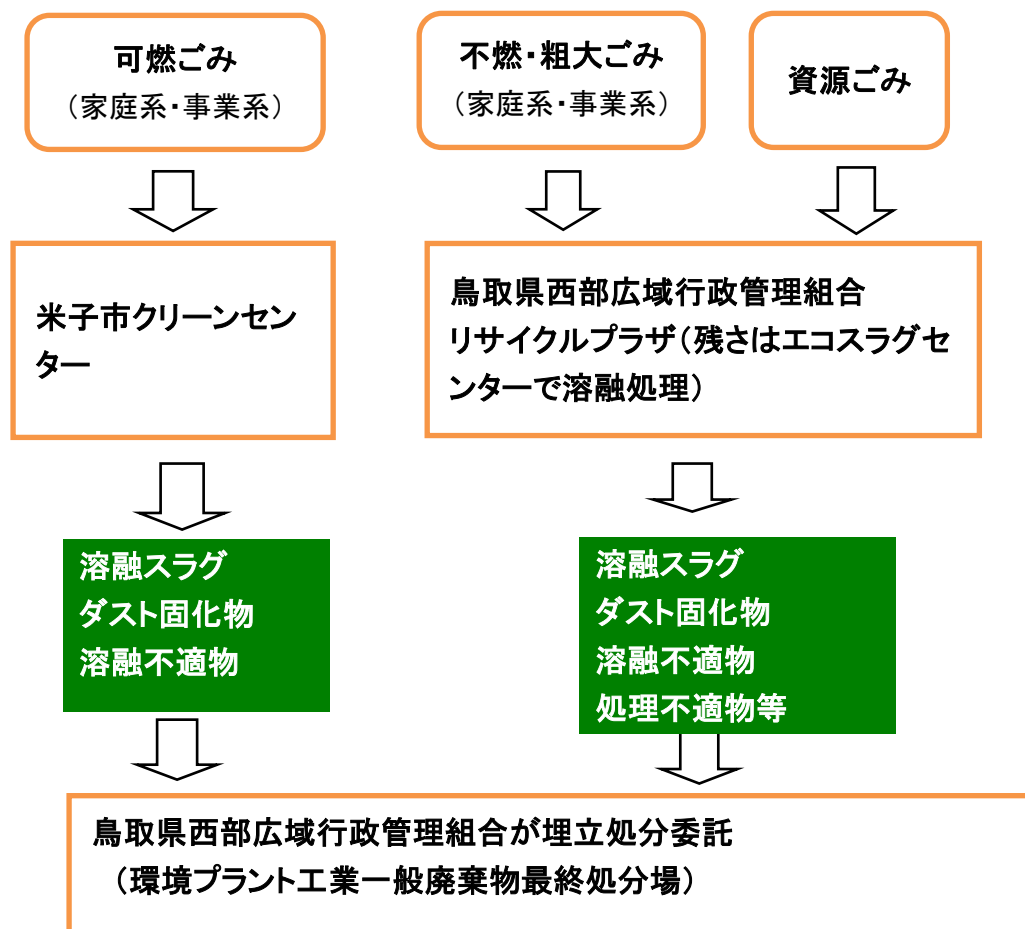


図 2-3-10 最終処分フロー

3 最終処分場の管理運営

＜現状と課題＞

- 平成5年の建設から17年が経過して、老朽化が進んでいるため、排水処理設備の基幹改良等が必要となることを見込まれます。

＜今後の方針と施策＞

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、最終処分場及び浸出水処理施設等の関連施設の適正管理を働きかけます。

4 最終処分場整備に関する計画

＜現状と課題＞

- 平成5年に建設した当初は最終処分場の埋立て期間を15年と計画していましたが、各市町村のごみ減量化や鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ及びエコスラグセンターによる埋立物の再資源化、減容化により、埋立完了予定年度を平成34年度と見込んでいます。
- 最終処分場の埋立完了に伴う次期最終処分場の確保が大きな課題となっています。

＜今後の方針と施策＞

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、最終処分場の耐用年数を見極めながら新たな処分場の確保の検討を働きかけることとします。

第7節 その他の計画

1 環境美化活動の促進

① 環境美化活動の促進

<施策の方向性>

- ◆清潔で快適な都市づくりを推進するため、市民・事業者により現在行われている自主的な清掃活動が継続され、その輪が広がるように支援を行って、環境美化活動を促進することとします。

<施策>

- ◇市内一斉清掃や地域での清掃活動などの地域における実践活動の促進
- ◇市民、事業所、団体が実施する道路・海岸等公共の場所のボランティア清掃の支援
- ◇「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいたごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発
- ◇環境美化団体などの環境保全団体への支援
- ◇行政・市民団体・ボランティア組織・事業者などとの連携強化
- ◇「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」などの周辺自治体との環境保全活動

2 不法投棄・ポイ捨ての防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに、巡回パトロールの実施など監視・通報・処理体制及び関係機関との協力体制の強化を図ることとします。

① 市民・事業者への啓発

<施策の方向性>

- ◆市民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発を図ることとします。

② 監視・通報・処理体制の強化

<施策の方向性>

- ◆不法投棄やポイ捨てが多いところを中心に、巡回パトロールを引き続き実施することとします。また、啓発看板等を設置して、不法投棄やポイ捨てがさ

れにくい環境づくりに努めます。

- ◆自治会、地区環境をよくする会、不法投棄監視員等との連携により、不法投棄の監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄を防止する効果的な施策の実施について検討することとします。
- ◆米子警察署、県（西部総合事務所）等関係機関との協力体制を強化します。
- ◆不法投棄を発見した場合、原因者を究明して原状回復を指導するとともに、米子警察署と協力して対処することとします。

<施策>

- ◇監視パトロールの実施と啓発看板等の設置
- ◇不法投棄物への不法投棄警告シールの貼付（3種類のシールを状況に応じて効果的に使用）による再発防止
- ◇不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置
- ◇不法投棄常習地点に監視カメラを設置
- ◇広報紙、ホームページ、「よなごみ通信」等による不法投棄防止の啓発

3 海岸漂着ごみの処理

平成21年7月の海岸漂着物処理推進法の施行により、海岸管理者の処理責任が明確化され、海岸管理者（国、県等）は海岸漂着物等（海岸漂着ごみ、流木、海岸に散乱しているごみ等）の処理のため必要な措置を講じなければならないと定められました。

<施策の方向性>

- ◆注射針、薬品ビン、ポリタンク等の危険物が漂着した際は、必要に応じ、海岸管理者に協力して、監視パトロールの実施、漂着物の回収等、海岸の安全の確保、環境の保全が図られるように努めます。
- ◆住民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃の支援を行います。

<施策>

- ◇住民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃の支援
- ◇注射針、薬品ビン、ポリタンク等の危険物が漂着した際の監視パトロール等の実施

4 災害対策

災害発生時においては、「米子市地域防災計画」に定めた清掃計画に基づいて、災害時に発生するごみ（がれき、生活ごみ等）の適正な処理を行います。

また、県、鳥取県西部広域行政管理組合、周辺市町村、関係団体との協力体制の整備を図ります。

5 新型インフルエンザ対策

ごみの処理は、市民生活を維持するために必要不可欠な公共サービスの一つであり、新型インフルエンザの発生、流行時にあっても、着実に実施、継続することが求められます。

事業継続にあたっては、「新型インフルエンザ対応事業継続マニュアル」（平成22年2月策定）に基づいて、市の職員、収集運搬業務委託業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者の従業員等への感染防止に努めるとともに、事業継続に必要な人員・物資を確保し、収集体制の維持を図ります。

第8節 計画の周知・進行管理

1 計画の周知

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・行政それぞれが、自らの役割を十分に認識し、積極的な取り組みを行っていくことが不可欠です。そのため、計画の内容を市の広報、ホームページ等により、広く市民や事業者、関係団体等に対して周知します。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、ごみ減量化等の目標を達成するためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが必要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)のPDCAサイクルにより、目標値の達成状況・施策の取り組み状況を評価し、継続的に計画の改善を図っていきます。

<施策>

◇情報の見える化

計画の進捗状況、ごみの量や資源化の状況、ごみ処理経費や有料化によるごみ処理手数料の使い道などについて、ホームページや広報誌、ごみ情報誌「よなごみ通信」などを通じて、分かりやすい形で公表し、情報の見える化に努めていきます。

◇米子市廃棄物減量等推進審議会への報告

計画の進捗状況、目標の達成状況等について、米子市廃棄物減量等推進審議会に毎年報告し、同審議会からの意見を踏まえ、必要な見直しを行います。

◇廃棄物会計、一般廃棄物処理システムの指針の活用

環境省が平成19年6月に策定した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考に、環境負荷面、経済面から客観的な評価を行って一般廃棄物処理システムの改善を図ることを検討していきます。

3 計画の見直し

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、目標年度を平成27年度と設定していますが、循環型社会の構築に向けた法体系の変更や国・県の動き、本市の廃棄物行政を取り巻く状況の変化等に応じて計画を見直すこととします。